

第1604回島根県教育委員会会議録

日時	令和3年3月26日
自	13時30分
至	16時30分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公 開—

(議決事項)

- 第39号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について (総務課)
- 第40号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について (総務課)
- 第41号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について (学校企画課)
- 第42号 島根県立学校教育職員の評価に関する規則等の一部改正について (学校企画課)

_____以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第87号 令和2年度末市町村立学校の廃止及び令和3年度市町村立学校の設置について (学校企画課)
- 第88号 中央教育審議会答申における高等学校教育の在り方と国の対応状況について (学校企画課)
- 第89号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について (学校企画課)
- 第90号 しまねの学力育成推進プランについて (教育指導課)
- 第91号 埼玉県教育委員会との連携協力協定締結について (教育指導課)
- 第92号 国立大学法人島根大学教育学部との連携協力に関する覚書の締結について (学校企画課・教育指導課)
- 第93号 公立大学法人島根県立大学及び株式会社NTTドコモとのICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定締結について (特別支援教育課)
- 第94号 令和3年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)
- 第95号 令和2年度島根県児童生徒学芸顕彰 (教育長顕彰・第2期分) について (社会教育課)
- 第96号 文化財 (登録有形文化財) の登録について (文化財課)

_____以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第43号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

第44号 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について (学校企画課)

第45号 令和3年度島根県教科用図書選定審議会委員の選定及び諮問について (教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第8号 令和3年度市町村立小中学校教育職員 (管理職等) の定期人事異動の一部変更について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第97号 教育委員会事務局等職員 (事務職員等関連分) 定期人事異動について (総務課)

第98号 令和3年春の叙勲内示について (総務課・保健体育課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題	
佐藤教育監	全議題	
佐藤教育次長	公開議題	
福間参事	公開議題	
福間教育センター所長	公開議題	
錦織総務課長	全議題	
田原総務課調整監	公開議題	
森山教育施設課長	公開議題	
木原学校企画課長	公開議題、	議決第43～44号、承
	認第8号	
中西県立学校改革推進室長	公開議題	
多々納教育指導課長	公開議題、	議決第45号
江角地域教育推進室長	公開議題	
塚田子ども安全支援室長	公開議題	
山崎教育指導課上席調整監	公開議題	
佐藤特別支援教育課長	公開議題、	議決第45号
中村特別支援教育課上席調整監	公開議題	
小村保健体育課長	公開議題、	報告第98号
畑山社会教育課長	公開議題	
江角人権同和教育課長	公開議題	
萩文化財課長	公開議題	
清山世界遺産室長	公開議題	
中島古代文化センター長	公開議題	
舟木福利課長	公開議題	
佐藤教育センター教育企画部長	公開議題	

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	10 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	池田委員	

— 公 開 —

議決第 39 号 島根県教育庁等組織規則の一部改正について（総務課）

○錦織総務課長 1の1ページをお願いする。改正の理由については、令和3年度組織改正に伴い、島根県教育庁等組織規則の一部を改正をする必要があることからである。

2の改正概要である。古代出雲歴史博物館の内部組織の改編である。具体的には、現在の「学芸部 学芸企画スタッフ」を「学芸部 学芸企画課」に変更するものである。東京国立博物館で開催した特別展「出雲と大和」展及び古代出雲歴史博物館のメンテナンス事業を実施するため、平成30年度まで学芸企画課としていたところ、平成31年4月1日に学芸企画スタッフとして、管理職ポストである調整監を配置し、業務の実施体制の強化をしてきたところである。いずれの事業も終了したことから、学芸企画スタッフを従前の学芸企画課とし、通常期の体制とするものである。1の2ページに新旧対照表を載せているのでご確認いただきたい。施行期日は令和3年4月1日である。

———原案のとおり議決

議決第 40 号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○錦織総務課長 2の1ページをお願いする。まず改正概要であるが大きく2つある。

1つが管理職手当の見直しに関するもの。もう1つが小中学校や給食センターの統廃合に伴い、規則で定めているへき地学校等の級地指定等を見直すもの。大きく2点である。

まずは、（1）管理職手当の見直しに関するものである。これについては、前回3月11日の教育委員会会議において、市町村立学校長の退職手当の指定基準のうち、基準学級数の見直し及び基準学級数見直し後の指定基準に基づいた令和3年度の手当区分の見直しについて、議決をいただいていた。それを受けて、給与規則の改正について人事委員会に協議を行ったところである。これについて昨日、人事委員会会議において議決されて、規則改正についての人事委員会からの同意が得られたところである。本日改めて規則改正についてお諮りするものである。改正内容は前回会議で御説明したとおり、表に記載してある学校をそれぞれの区分に見直しをするものである。これが1点目。

もう1つ（2）である。へき地学校等の指定見直しに関するものである。まず①、へき地学校表から益田市立真砂中学校を削除する項目についてである。へき地学校とは、交通条件をはじめ、諸条件に恵まれない山間地や離島などに所在する学校などのことを

いい、へき地教育振興法施行規則に定める基準に基づいて級地区分が定められている。当該学校に勤務する職員に対し、それぞれの支給割合に応じてへき地手当を支給するものである。一番困難な条件の級地を5級地として、5、4、3、2、1級地、そしてへき地学校に準ずる学校という区分があり、6つの区分に分けられている。ちなみに島根県内の小中学校では、3級地が一番困難性の高い区分となっている。今回この益田市立真砂中学校は、これまで1級地として指定されていたが、令和3年4月1日にへき地校に指定されていない益田市立益田東中学校に統合されることとなったため、この表から削除するものである。

続いて②の特別の地域に所在する学校表から出雲市立佐田学校給食センターを削除するもの。この項目についてであるが、この特別の地域に所在する学校というのが、先ほどのへき地手当とは別に、異動に伴い住居を移転した場合において支給されるへき地手当に準ずる手当というものについて、その支給対象校として指定される学校のことをいうものである。このたびのこの出雲市立佐田学校給食センターについては、先ほどの真砂中学校と同様で、令和2年8月1日に出雲市立出雲学校給食センターに既に統合されていることから、本表から削除するものである。

続いて(3)その他規定の整理である。これについて2の3ページを御覧いただきたい。新旧対照表である。先ほどのへき地学校表の真砂中学校の削除のところ、そして一番下の特別の地域に所在する学校表の佐田学校給食センターを削除することについて説明したとおりであるが、真ん中のへき地学校に準ずる学校表の掛合学校給食センターの削除の件について、これはへき地手当の級地区分で1級地よりもへき地具合が低いへき地学校に準ずる学校表の中に、掛合学校給食センターが入っており、本来だと令和元年9月に既に統合廃止されているので、今年度当初で削除しておかなければならなかったものであったが、削除もれになっていたことから、今回併せて整理するものである。これらの改正により、令和3年度のへき地手当の支給対象校は、小・中学校合わせて3級から2級、1級、へき地学校に準ずる学校が合わせて90校。特別の地域に所在する学校が5校となる。施行日は、令和3年4月1日となる。

———原案のとおり議決

議決第41号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 3の1ページを御覧いただきたい。会計年度任用職員に関する規則の改正である。会計年度任用職員の制度については、今年度から任用が開始されており、学校においては非常勤講師がこの制度の中で任用されてきている。今回知事部局において、県の会計年度任用職員についての規則が改正され、時間外勤務手当に相当する報酬の計算方法について、正規職員に準じた取扱になるということになった。この知事部局の改正により、県立学校の非常勤講師などの会計年度任用職員については県の規則改正により改正されることになるが、この他の県が任用する市町村立学校の会計年度任用職員については県教育委員会の規則で定めているため、教育委員会として同様の改正を行う必要があるということでの今回の提案である。

改正の内容は2にあるように、時間外手当に相当する報酬の計算において、端数の処理を正規職員に準じたものに変更するものである。施行の期日は知事部局の改正と同じ令和3年4月1日となっている。3の2、3ページには新旧対照表を掲載している。この計算方法の変更とともに、文言について一部整理も行っている。

———原案の通り議決

議決第42号 島根県立学校教育職員の評価に関する規則等の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 4の1ページをお願いする。教育職員を対象としている人事評価については、これまで評価制度研究会議などを通じて学校現場や市町村教育委員会、教職員団体からの意見を聞きながら、運用改善に取り組んできている。こうした中から、今年度は制度の運用を2点改善している。1つは評価シートの改定であり、事務負担を軽減しつつ適正な評価を行うことができるように様式を改めている。もう1つは処理の電算化で、評価の入力や集計をパソコンで行うように運用を改めている。来年度に向けてさらに運用を工夫して、評価の実施を通じて学校組織の活性化が進み、学校における人材育成をより機能的に進められるように、評価に関する規則の一部改正を行いたいということでの今回の御提案である。

まず1の改正理由であるが、学校における人事評価の面接は、第一次評価者である教頭と第二次評価者である校長が行うこととしているが、学校現場、特に大規模な学校においては、評価対象の教職員が多いために、面接のスケジュール調整に苦勞することが多い現状がある。こうしたことから、学校規模等を考慮して、校長が面接の実施者を決

定できるようにするために、規則で定められている面接者に関する規定を削除することとしたいというものである。

併せて、規則の施行に関して必要な事項は教育長が別に定めることとされているので、この面接者と面接の実施方法については、実施要領に定めることにしたいと考えている。これによって学校の実態に合わせた面接方法を校長が定めることができるようになり、面接を通じて校内の人材育成がより機能的に進められるものと考えている。

改正する規則は4つある。この(1)(2)が、県立学校と市町村立学校の教職員についてのもの、(3)(4)が同じく管理職の評価に関するものである。

改正の内容であるが、(1)の表にあるように、現在は表において、面接者として職員の所属する学校の校長及び教頭ということになっているが、今回この内容を規則で定めることをやめて、実施要領で示すことにしたいと考えている。

4の2ページを御覧いただきたい。関連する事項として、参考1に、評価者が面接を通じて指導、助言を行うということを規則で定めている条項を挙げている。それから、参考2として、規則の施行に当たり必要な事項は教育長が別に定めるという規定を挙げている。参考3が、今回新たにする実施要領であり、(1)のように、面接者を職員の所属する学校の校長又は教頭・副校長とすることとしたいと思っている。さらに(2)のように、この面接の実施については、学校の規模等を考慮して、組織の活性化につながる方法を校長が決定し、教職員に説明した上で、学校の実態に応じて柔軟に実施することとしたい。具体には①のように、面接は校長が行うことを基本として、教頭が同席することも可能とする。さらに②のように、年度当初と中途面接は教頭のみ面接を可能とするが、教頭のみ面接を実施する場合は、校長が事前に、教職員に指導・助言の必要な事項を教頭に伝えて、終了後には校長に報告するということにしたいと考えている。また、その他の面接方法として、学年部や分掌部等のグループ面接も可能となるようにしたいと考えている。

次の4の3ページ以降は、それぞれの規則の新旧対照表を載せている。施行日は令和3年4月1日を考えている。

○真田委員 学校規模等を考慮して教頭先生と協力しながら面接ができるというのは、時代にあっているのではないかと思う。ただ、4の2ページの参考3の最後のところで、自己目標等の設定及び達成のために学年部とか分掌部等のグループごとの面接を行うことができるというのが、これはせっかく教頭先生も面接ができるようになった、

校長先生だけではなくて、時間もそれぞれ合わせやすくなったのに、個々の各人に対するアドバイスというのがなかなかできにくくなるのではないかと思うが、その点はどうか。

○木原学校企画課長 面接の実施については、人事評価という側面もちろんあるが、今おっしゃるように、人材育成の観点ということが非常に大きく意味を持っており、管理職が個別に面接をしながら、人材育成の助言をしたり、様々な話ができるという機会になる、貴重な機会であると我々も考えている。そういった機会は当然確保していきたいと考えているが、学校の実態によっては、今御指摘いただいたようなグループによる面接によって、組織の活性化も同時に図るようなやり方がより効果的というふうに校長が判断すれば、そういうやり方も選択できるというものである。これは個別の面接を排除したり、グループの面接を促進するというそういう意図ではなく、学校の運営の状況に応じて、そういう選択ができるという考え方で設けたものである。

○真田委員 説明でよくわかったが、これから若い方が大量に入ってくるという実態もあるので、そういう説明を今後校長会とか各学校にされると思うが、きちっと説明して、その意図が伝わるようにしていただければと思う。安易にそのグループとか、学年ごとになってしまわないように、ぜひ注意をして説明していただければと思う。

○新田教育長 先ほど今回の規則改正の改正理由のところ、面接者の欄の削除という説明をしたが、正確に申し上げますと、結局面接者をどうするかということが先ほどの4の2ページの説明になっており、非常に細かな説明を付けないと説明ができないというルール体制であったので、面接者及び面接の実施方法といった細かいことについては、一括、この規則の下の細則である実施要領にシフトし、そこで詳しく述べるということ。実施要領に委ねると、そういった意味での削除である。

———原案の通り議決

報告第 87 号 令和 2 年度末市町村立学校の廃止及び令和 3 年度市町村立学校の設置について（学校企画課）

○木原学校企画課長 5 の 1 ページをお願いします。市町村立学校の廃止や設置等については、設置者である市町村からの届出を受けるということにされている。これに基づき、今年度末に廃止される学校と来年度新たに設置される学校について、ここで御報告する。一部先ほどの議題でも出てきていたが、今年度末（令和 2 年度末）に廃止する学校として

は、松江市立の学校として玉湯小学校、大谷小学校、玉湯中学校、出雲市立の学校として檜山小学校、東小学校、益田市立の学校として真砂中学校の以上6校である。これに対し令和3年度に設置する学校としては、松江市立では義務教育学校玉湯学園、出雲市立では朝陽小学校、この2校である。

名称変更する学校は該当なしということである。

この廃止と設置の状況をまとめたものが次の5の2ページである。廃止となる松江市立玉湯小学校、大谷小学校、玉湯中学校が、新設される義務教育学校玉湯学園に移行する。また、出雲市立檜山小学校と東小学校が統合されて、新たに朝陽小学校が設置される。益田市立真砂中学校は益田東中学校に統合される。

2には設置廃止による学校数の増減表、今年度から来年度にかけての増減をまとめている。廃止と設置の合計では4校の減少となる。

3には平成20年度以降の学校数の推移を参考までにまとめている。この14年間の推移となるが、小学校が55校の減少、中学校が12校の減少、一方、義務教育学校は2校の増加という推移をたどっている。

———原案のとおり了承

報告第88号 中央教育審議会答申における高等学校教育の在り方と国の対応状況について（学校企画課）

○中西県立学校改革推進室長 資料の6の1ページを御覧いただきたい。1 中央教育審議会答申である。この答申は、平成31年4月に、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問されたことを受けて議論をされたものである。内容については、社会が複雑化し、予測困難になる中、子どもたちの資質能力を確実に育成する上での学校教育の目指すべき姿、方向性について多岐にわたり記載されている。ここでは高等学校教育に関わるものとして、(1)から(4)の項目について挙げさせていただいている。特に(1)の高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化について注目されているが、このことについては、6の3ページに別紙1として、先ほどの中教審の説明資料になるが、添付しているので御覧いただきたい。

6の3ページでは横向きになるが、(2)の枠囲み、こちらが高等学校の魅力化、特色化の答申概要になる。こちらの①及び②については高等学校全体に係る部分、③については普通科、④は専門学科、⑤は総合学科、⑥は関係機関との連携についての答申内容

となっている。

6の1ページにお戻りいただきたい。2の高等学校の特色化・魅力化に関する国の制度改正の動きである。これは1の答申を受け、文部科学省が2月19日付で公表した高等学校教育に関わる省令等の改正案の概要となる。詳しくは6の4ページから6の8ページにその原文があるので併せて御覧いただきたい。

内容について、資料6の1ページの順番にお話しさせていただくが、(1)スクール・ポリシーの策定及び公表とある。これは各高校がそれぞれの社会的役割等を踏まえた①から③に示す育成方針等を明確化、具体化し、広く周知を図るというものである。

(2)「普通教室を主とする学科」の種類の弾力化である。①についてだが、高等学校においては、それぞれ学科というものが置かれている。これは高等学校設置基準、文部科学省令になるが、これによって定められており、大きく普通科、専門学科、総合学科という種類に規定されている。このうち普通教育を主とする学科としては、現在の普通科のみが規定されているが、このたびこれを普通科のほか、普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科を設けられることとする、このような改正案が示されたものである。この新たな学科の設置要件としては、②にあるように、先ほどの(1)の育成方針を踏まえ、その特色に応じた学校設定教科に関する科目の開設、同じく特色に応じた総合的な探求の時間の開設が挙げられている。この他、育成方針にふさわしい学科の名称を付すことや、当該高等学校が所在する地域行政や企業、研究機関等の関係団体との連携協力体制を整備するよう努めることを挙げている。

資料6の2ページを御覧いただきたい。先ほどの新たな学科の設置要件であるが、特に、学際領域に関する学科と、地域社会に関する学科を設置する場合は、先に述べた関係機関との連携協力体制を置くことを義務付けるとともに、関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、校内の教職員体制を編制するよう務めることが、案として加わっている。

今後の国の改定スケジュールだが、(3)にあるように、公布日を令和3年3月末予定、施行日が令和4年4月1日とされている。

最後に3国の制度改正の動きに対する島根県教育委員会の対応であるが、(1)スクール・ポリシーの策定及び公表については、各高校の「目指す学校像」「育てたい生徒像」「求める生徒像」等を明確にしたグランドデザイン、これは文部科学省の示すスクール・ポリシーに相当するものであるが、現在これを各校において作成中である。

(2) 「普通教育を主とする学科」の種類は弾力化については、今後の国の動きを注視しつつ、各高校の目指す学校像や特色と国の制度改革の趣旨を照らし合わせながら、それぞれの高校について望ましい教育の在り方を検討していくという対応をとっていきたいと考えている

○新田教育長 この国の対応については、今回うたっている内容、改正などは、原則は令和4年4月からの施行を目指しているが、一部3年4月の項目もあるので、そういうことからすると規則制定、改正、そういった手続きは当然に今月中、今年度中にやっ行く必要がある。従って、もう3月末なのでまもないが、これから3月末までのところで公布ということが見通せる。ただ、その辺の情報は、今、直近のところでは上がってきていない。これから年度末にかけて最終的な国の改正条文が示されるので、そういう意味では先取をして報告をさせていただいているという状況である。

○真田委員 6の1ページの2(2)だが、「普通教育を主とする学科」の種類は弾力化とあるが、弾力化というのはどういう意味なのか。

○中西県立学校改革推進室長 「普通教育を主とする学科」の種類は弾力化の、この「弾力化」の意味であるが、国の方でこの改正案の概要については、先ほどの別紙でつけているこれが全てである。これについての詳細な説明であるとか、関わる通知等はまだであるが、先ほどの6の3ページの方に付けている資料、これは答申であるので文科省の方針ではないが、こちらの概要にもあるように、いわゆる普通教育を主とする学科、この普通教育というのは、小学校から学校教育法であるとか教育基本法で、たとえば保護者、あるいは国民は、子に普通教育を受けさせる義務を負う、といったところで普通教育という言葉が出てくる。広くは国語や数学、そういった普通教科をイメージするところであるが、そういった普通教育を主とする学科というところが、今までは普通科という1つしかなかった。これを昨今、複雑化するような社会、あるいは多様化する生徒に対して、どう合わせていくかというところで弾力化という言葉を使ったというふうに、事務局の方では捉えている。

○真田委員 まだ発表されないところでの説明なのでなかなか大変だと思うが、島根県の場合魅力化とか、いろいろなところで、それぞれの学校の特色を出してきて、普通科と言いながら教育課程とか、入学のところ、出口のところで生徒の実態とか地域性を考慮して、いろいろ教育課程を反映させながら、随分いろいろな取組をされていると思う。普通科といってもいろいろな形ができてきていると思う。随分弾力化をしてきてい

ると思う。逆に弾力化できるのが普通科であるという思いがしているが、それをこういう形で示されたということとどういうふうに考えていいものか。

○中西県立学校改革推進室長 先ほど委員のほうから、今までに普通科というところがある程度幅を持ってやってきているという実態、こうした制度改正のようなことを、県はずでに取り組んでいると言えるのではとの質問を受けた。おっしゃるとおり、先ほど申し上げたように、多様な生徒に対しての学習意欲の喚起という観点から、このたび国のほうでもこのような制度改正が行われたというふうに理解している。

○池田委員 スクール・ポリシーということであるが、今も校訓という形とかで、それぞれの学校の特徴をもったカラーがあると思うが、それをまた今各校で策定中とのことだが、新たにそれぞれの学校の校長先生達で決めるということなのかということ。それから設置要件の中で、地域社会に関する学科とあるが、隠岐水産高校などは、地域に目を向けたりとか、課題に対しての取組はまきに行っていると思っているが、現在そういう取組をしている学校などの扱いはどうなっているか。

○中西県立学校改革推進室長 池田委員から、スクール・ポリシーの内容について、またもう1点、今現在、県内各校で既に取り組まれている魅力化の取組との整理というところで質問を受けた。

まず1点目のスクール・ポリシーであるが、ここについては先ほど添付していた資料にも何点か出てきている。今も質問があったように、高等学校だけではないが、小・中も含めて、学校運営方針というか学校教育目標というか、そういったこの学校でどういった教育をしているか、どういう生徒を育てるかというところは、従来から脈々と受け継がれてきたところである。それを今回国の方で、このように制度化するということ、規定整備されたというふうに受け止めているところである。

また、先ほど校訓という話が出てきた。この校訓というのは、いわゆる今まで歴史の中で培われてきた理念的なところである。今、国の示した概要の方には、6の1ページには出てこなかったが、6の3ページの横向きの資料、国の対応ではなく答申の概要のところであるが、ここの(2)の枠囲みの①にスクール・ミッションという言葉がある。ちょっと片仮名、横文字が続くと、なかなかこの意味が取りにくいところがあるが、校訓は、どちらかというところとスクール・ミッションという社会的役割や理念に近いところがある。文科省の方の説明等をみていると、学校のスクール・ミッション、ここにあるように、高校の存在意義・社会的役割については、設置者がしっかり方向性を再定義する

と、従来から大きな意味ではあったが、それを設置者がきちんと再度定義しなさいというようなものが答申ではあった。それが6の3ページである。ただ、このたびの法令の改正案の段階ではこのスクール・ミッションについては出ていない。出ていないが、それは私の方で確認をとったが、やらなくていいとかそういうわけではなく、法令の改正までは行わない。学校には私立など様々な設置者があることも踏まえ、このたびのスクール・ミッションについては、法令の改正を伴わないという回答を得ているところである。ここまで、高校の校訓というところと、6の3ページのスクール・ミッションとの関係性について、私の理解しているところをお話しさせていただいた。

もう1点、魅力化のところでは、今現在、普通科のみならず専門高校も、あるいは総合学科を含めて、それぞれの育てたい生徒像、学校像に向かって、様々な手法、アプローチで取り組んでいただいている。6の2ページのところにあったように、このたびは普通科、普通教育を主とする学科のところでのお話である。専門科は専門科で先ほど言ったように様々なアプローチをされているが、このたびの普通科についても、様々な角度で現在取り組まれている形と、制度改正の趣旨とを照らし合わせながら、その目的の達成にどのような形が一番望ましいか、しっかりと考えていく。

———原案のとおり了承

報告第89号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 資料7の1ページを御覧いただきたい。まず、第2次募集の状況についてであるが、第2次募集を実施しなかった学校は5校、出願がなかった学校・学科は21校42学科で、第2次募集を実施した学校・学科は13校17学科だった。示している表の通り、全日制で23人、定時制で9人が出願し、3月19日に出願者全員が受検した。各校で厳正な選考が行われた結果、合格者は全日制19人、定時制6人、合計25人となっている。合格者は3月23日15時に各校のホームページ掲示により行われた。これをもって令和3年度選抜におけるすべての選考が終了し、合格者が確定したところである。

続いて、入学者選抜の最終状況についてである。公立高校39校の入学定員5,336人に対して、推薦選抜等、一般選抜、第2次募集を合わせた合格者の総数は、全日制4,287人、定時制90人、合計4,377人となっている。入学定員に対する充足率は、全日制で0.86、定時制で0.25、合計で0.82であり、合計については昨年度と同じ結果となった。

次のページから参考として、すでに前回までの教育委員会会議の方で報告した選抜ご

との状況を示している。

また、7の4ページは、各校の詳細を一覧化したものである。その7の4ページであるが、県外からの入学予定者については、この表の右側から4列目の方に示しているが、身元引受人による者、及び、山口県及び鳥取県の県境からの者、これは身元引受人を必要としない者であるが、この総数は全日制で223人、定時制で1人の合計224人だった。昨年度が190人であったので34人の増となった。年度を通して新型コロナウイルス感染症等の影響が懸念された入学者選抜であったが、受検生はじめ保護者や学校関係者等のきめの細かい配慮により、予定した追検査の実施もなく、大過なく全ての選抜が行われたことについて、この場を借りて全ての方々に御礼申し上げる。

○河上委員 出雲市内ではブラジル国籍の子どもの教育支援が課題となっている中で、このたび新年度より、県の御配慮により、宍道高校での日本語支援等の御検討をいただいたことが大変ありがたいところ。実際にブラジル国籍の合格者が何人ぐらいおられたのか、わかれば教えていただきたい。

○多々納教育指導課長 7の4ページの表のところで確認できることもあるが、宍道高校定時制の普通科、午前、午後、夜間部とある。それぞれに入学定員を設けて出願もあり、合格者を発表したところであるが、個人情報に関係もあり、ここに取り立てて表記ができないという状況である。ただ、一定数は合格者があったということを承知している。

———原案のとおり了承

報告第90号 しまねの学力育成推進プランについて（教育指導課）

○多々納教育指導課長 資料の8ページをお願いする。県教育委員会では、県の教育振興基本計画として、令和2年3月に『しまね教育魅力化ビジョン』を策定した。このビジョンにおいては、育成したい人間像を「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」「人とかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」「自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人」と定めている。県内公立学校の現状等を踏まえて、指導や授業の充実に向けて、教育ビジョンで示している「自ら課題や展望を見出し、粘り強く挑戦し学ぶ人づくり」を具体的に推進するためのしまねの学力育成推進プランを策定したところである。資料にあるとおり、推進プランの実行期間は令和3年度から令和6年度までとし、各学校において学力育成が効果的に行われるよう、3にも挙げている学力育成会議等の市町村教育委員会との協働組織を設置することとし

ている。なお、このプランの作成にあたっては、都市教育長会や町村教育長会に協力を要請し、市町村教育委員会の代表者と意見交換を重ねながら策定した。このプランを小中高の教職員がしっかりと理解し、変化の激しいこれからの時代を生き抜いていく子どもたちの育成に努力してほしいと願っているところである。

それでは、学力育成推進プランの概要について御報告申し上げる。冊子をつけているが、表紙の裏、目次を御覧いただきたい。この推進プランは3つの章立てとしている。まず第1章では、推進プランの位置付けやこれからの社会で求められる子どもたちの力や現状、推進プランの基本的な考え方について示している。第2章では、後で説明する推進プランの方向性をもとに、具体的な取組について示している。第3章では、先ほど説明した協働組織としての学力育成会議等で進捗管理を行うチェックリストを挙げている。この冊子の20ページから参考資料として、全国学力・学習状況調査結果の抜粋などを示しているところである。

それでは冊子の8ページを御覧いただきたい。2の推進プランの方向性である。県教育委員会は、これまで以上に市町村教育委員会と協働し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身につけさせ、人生や社会に活かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進していきたいと考えている。前回の学力育成推進プランにおいては、義務教育が中心の内容となっていたが、今回の推進プランでは、高等学校段階も含めたものであること、小中高の系統性・連続性を重視していくことが大きな特徴となっている。また、子どもたちに確かな学力と学び続ける意欲を育むため、そこの3の取組の柱に示しているように、授業の質の充実、家庭学習の充実、地域に関わる学習の充実を取組の柱として進めていく。

続いて冊子10ページをお開きいただきたい。子どもたち一人一人が発達の段階に応じて必要とされる知識・技能はこれまでと同様に習得し、社会や生活の中でこれまで以上に使うことができるようになることが重要と考えている。そのため、1の授業の質の充実においては、ICTやふるさとの地域素材を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点を持った授業づくりを推進していく。具体的には、I1(1)の2つ目の○に示している授業改善プロジェクトで進めている研究の成果をしっかりと県内に普及するとともに、家庭学習も見通した授業の在り方や学ぶ意欲を高める、地域に関わる学習等の好循環を生むことができる施策を展開していく。その際、小中高等学校において、順次整備されつつある1人1台の端末パソコンを効果的に活用し、子どもたち1人1人の

能力や特性に応じた学び、これは個別学習の面であるが、また、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学び、いわゆる協働学習を大切にしていく。併せて学力学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図っていく。

続いて冊子 13 ページをお開きいただきたい。今回の推進プランにおいては、施策の成果の検証と評価を毎年実施し、以後の施策の改善に結びつけていくため、評価参考指標を設定している。基本的には、子どもたちの学びの姿を指標としているが、全国学力・学習状況調査や島根県学力調査等の結果も踏まえながら多面的な評価をしていく。この評価は、取組の柱ごとに設定をしている。今は 13 ページを見ていただいた。次に 15 ページ、こちらにも参考指標を載せている。2つ目の柱の評価参考指標である。もう1つ 17 ページ、こちらには地域に関わる学習の充実の評価参考指標、こういう形で、それぞれの取組の柱ごとに設定しているところである。

では、冊子の 14 ページをお開きいただきたい。2つ目の取組の柱として、家庭学習の充実を挙げている。全国学力・学習状況調査において、1時間以上家庭学習をする中学3年生の割合が低いことは、例年大きな課題であると捉えている。子どもたちの学習時間が少ないことはもちろん課題ではあるが、子どもたちが人生や社会で活かすことのできる確かな学力を身につけるためには、学習内容をしっかりと定着することはもとより、なぜという疑問を大切にし、試行錯誤を繰り返したり、学んだことと社会との関わりを意識して自ら調べたりするなど、自らの学びを表現、深めることが重要と考えている。そういった意味で、家庭学習時間だけではなく、自ら学びを高めていく家庭学習の質の充実を図っていく。具体的には、各教科等の学びを補完する家庭学習、学びを広げ深める家庭学習の意義を学校・家庭・地域が共有すること。ICTを活用した家庭学習のあり方を研究、家庭学習の習慣化、自主的な学習を促すことのできる家庭学習計画表あるいは確認表、こうしたものの作成などに取り組んでいくこととしている。

では、冊子 16 ページをお開きいただきたい。3つ目の柱、地域に関わる学習について挙げている。本県では家庭・地域との連携を深めながら、ふるさと教育を展開してきた。地域の行事等に参加することを通して、子どもたちのふるさとへの愛着や誇りは高まってきている。これまで以上に子どもたち一人一人のふるさとへの貢献意欲が高まり、地域の課題は何だろうと考え、課題解決のために何かしようといった実行力につなげていくためには、確かな学力と地域課題にしっかりと向き合える力を身につけさせることが重要であり、教科横断的で、探究的な学びが求められていく。具体的には、探究的な学

びの核となる総合的な学習の時間、高校では総合的な探究の時間となるが、これらの指導方法についてガイドブックを作成するとともに、そのガイドブックを用いた研修を実施していく。学校で学ぶことが、地域や社会でよりよく生きることに繋がることの実感できる学習となるよう努めていく。以上の取組を通し、県内の子供たちが自らの目標を持って、難しい課題に粘り強く取り組んだり、誰も取り組もうとしない課題に挑戦したりする学びの開拓者となるよう施策の展開に努めていく。

○朋澤委員 このようなプランができ上がった際には、具体的に学校にはどの様に降りていって、学校で具体的に教育活動を進めていかれるに際して、どんな手順を踏まれるのか。

○多々納教育指導課長 学校の方に降ろしていくという話であるが、まず市町村教育委員会とこちらについてしっかりと共有していくことが大切なことだと思っている。また、市町村教育委員会の担当指導主事等もしっかりと理解しながら、学校に伝えていくということも大切だと思っている。いきなり学校にこの推進プランができたのでやってくださいと言ってもなかなかそういうものではないと思っているので、まずは市町村教育委員会の方にしっかりと意義、内容についてお伝えする機会を設け、そして市町村教育委員会の指導主事等と連携・協働を深めながら、各学校に対しての説明、指導等に当たっていきたいと思っている。小学校校長会や中学校校長会などの機会、あるいは各種の研修の機会、いろいろな場面がある。そちらにおいても、このしまねの学力育成推進プランは必ず話題に上げながら、関係するところをしっかりと伝えていきたいと考えている。

○朋澤委員 盛りだくさんのことなので、実際に具体的に子どもたちがこのプランにどのように出会って、どのように学習状況を作っていくのかというのがちょっとよくわからなかったので伺った

○多々納教育指導課長 今、子どもたちがというふうにおっしゃっていただいた。非常にありがたい観点だと思う。今回のこの推進プランについては、誰に向けたものかという、直接子どもたちというわけではない。関わる教職員に向けてのメッセージであり、まず教職員がこれをしっかりと、腹落ちさせて子どもたちに向き合っていただくこと。子どもたちから見ると、なんか変わってきているなというか、この辺が重点的に行われつつあるなということが、おのずと感じてもらえればいかと。直接、たとえば家庭学習時間を上げましょうというようなメッセージを子どもたちに向けるとするのは、間違った意図に捉えられかねない。なぜ家庭学習が必要なのかということの意義をしっかりと

と先生方にお伝えし、先生方がその意義を持った教育活動を行っていただけること、これが子どもたちの学びにとって有効であろうと考えているところである。

○真田委員 この冊子の8ページのところに、推進プランの方向性というのが記載をされているが、その1行目、県教委や市町村教委と協働し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身につけさせるということだが、県教委として基礎的な知識・技能というのはどのように定義をされるのか。

○多々納教育指導課長 基礎的な知識・技能をどのように定義するかということであるが、こちらの方はしまね教育魅力化ビジョンの方に掲げさせていただいている。俗っぽくいうと、教科等の学習において目に見える形で出てくるもの、これは基礎的な知識・技能の一端だと思っている。こちらの基礎的な知識・技能については、島根の教育魅力化ビジョンをベースとしながらお伝えできると思っている。

○真田委員 それをしっかりとお伝えしていただきたい。また、次の取組の柱のところ、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図るためには、教員の質の向上が必要になってくるのではないかと思うが、教育センターの研修等と連携をしていただいて、質の向上、それから情報発信等々していただければと思う。教育センターとの連携について、教育委員会の中の指導と教育センターの研修とうまく使っていただければと思うので、ぜひ願います。

○多々納教育指導課長 真田委員から、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図っていくときに、教育センターとの協働・連携も必要だという御指摘をいただいた。もちろん学力育成推進プラン策定にあたっては、教育センターの関わりを持っていただきながら作り上げているところであり、こうした策定の段階で、問題、課題感を持ってプランを策定しているものであるため、当然教育センターの研修とのリンクというのは図っていくと考えている。

○林委員 15ページの3、評価参考指標の(2)で、授業時間以外に普段1日当たり勉強する平均時間が、高2で令和4年度、1時間45分を目標とすると捉えてよいか。

○多々納教育指導課長 今15ページの評価参考資料(2)の高校2年生の段階の目標値の御確認だと思う。令和4年度のところで1時間45分、令和5年度で2時間というところになっているが、あくまでも参考指標であるため、この時間というのは参考指標としてはしっかりと掲げていく。目標値としては置いていく。この数字をしっかりと意識していただくようにしようと考えている。

○林委員 参考値ということはわかるが、ちょっと少くないか。

○多々納教育指導課長 少なく思われているということであるが、これを仮に、私たちが理想とするたとえば3時間だとか4時間といったときに、その中身の話もちろんセットである。あくまでもこれは基準値であるから、この中の質の充実のところをもっと大事なところであり、少なくともこの数字は目指そうと、この数字を目指しながらその中身の方の充実をより図っていこうというメッセージを込めているところである。

○林委員 おっしゃる通りである。

○池田委員 その家庭学習の質の充実ということだが、実際なかなか数値化したりすることは難しいのではないかと思う。授業改善プロジェクトというのが、これは先ほど聞いたが、授業改善プロジェクトの研究推進校が令和3年度まで指定があり、4年度から授業改善プロジェクトの事業内容に追加して、授業と家庭学習、地域に関わる学習の好循環の取組が始まるということによろしいか。

○多々納教育指導課長 池田委員からの御指摘は10ページのところを見ていただくとよろしいと思うが、2つ目の○の1つ目に、授業改善プロジェクト研究推進校、R1からR3の授業公開というところを書いている。この授業改善プロジェクト研究推進校というのは、小学校5校、中学校5校、高校5校で現在進行中であり、この推進校が、本当であれば授業公開を本年度もしっかりとする予定であったが、コロナの関係もあってなかなかそれがうまく運ばなかった事情もあった。とはいうもののしっかりと区切りはつけたいと思っており、令和3年度はコロナが収束することを非常に願っているところであるが、ここで成果の波及、公開等をしながら横展開をしっかりと図っていきながら、それと家庭学習の充実などが上手くリンクするよう、質の充実を図っていきたいと思っているところである。この授業改善プロジェクトにおいては、学校によってはICTの活用の仕方とか、それは授業の中だけではなく、家庭学習でもどのように使えるかというような研究的なことをテーマに置かれている学校もある。そうしたところをしっかりと成果検証しながら、有効に家庭学習に繋がるICTの在り方とか、そういうことも含めて質の充実を図っていきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第91号 埼玉県教育委員会との連携協力協定締結について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 資料の9ページである。埼玉県教育委員会との連携協力協定締

結についてご報告申し上げます。埼玉県教育委員会とは平成30年8月に連携協力協定を締結しており、埼玉県の方は、島根県が進めている社会に開かれた教育課程の実現につながる、地域と協働した教育の魅力化の取組を学びたい。島根県としては、埼玉県が重点的に進めている主体的・対話的で深い学びの実現に繋がる協調学習による授業改善の取組を学びたい。それぞれが学び合うことで成果を生み出していきたいというねらいを持って行ってきたものである。しっかりとした成果を生み出しつつあるものと承知している。このたび協定期間が満了を迎える。満了を迎えるにあたり、両県の教育の更なる充実発展を図るため、3月23日、オンラインでの協定書の再締結を行ったところである。連携協力するのは、これまで両県相互で学び合った事項が主となる。具体的には、埼玉県の教員から協調学習による授業改善プロジェクト、先ほども話題になった授業改善プロジェクトへの支援や助言をいただく。また、教員の資質向上を目的とした派遣や受入を行う。さらに、生徒同士が相互に交流し合うことによる学び合いを行うことなどである。

協定の期間は、締結日の3月23日から令和7年3月31日までとしている。この協定により、両県の授業改善や、教育の一層の充実を図っていきたいと考えている。

○真田委員 非常にいいことだというふうに思う。その中で、具体的な事項として、教員の資質向上を目的とした派遣・受入とか、それから生徒同士の交流の学び合いということ平成30年から令和3年までやってこられたわけだが、具体的にどれくらいの数なのか。

○多々納教育指導課長 皮切りになったのは、埼玉県教育委員会からの主幹教諭1名派遣であった。隠岐島前高校の方に派遣され、1年間、主幹教諭が地域との協働を目指した学校教育の在り方について、研究をして1年間を過ごしたところである。それを皮切りとして、次に島根県教育委員会の方も、埼玉県教育委員会の方に1名教諭を派遣して、1年間の研修をさせていただいたところである。併せて同じタイミングで埼玉県の別の主幹教諭が、同じ隠岐島前高校で1年間を過ごしたところである。昨年度は、島根県教育委員会の方は埼玉県教育委員会に、教科の違う別の教員をまた1名派遣した。同じタイミングで埼玉県教育委員会様の方も主幹教諭を派遣、これは継続となり同じ人物が2年目を迎えるということになった。トータルで埼玉県教育委員会からは2名、島根県教育委員会も実人数としては2名、それぞれが研修を進めてきたところである。来年度の予定としても、同じように埼玉県教育委員会の方から、やはり隠岐島前高校を所望され

ており隠岐島前高校に1名、今回は主幹教諭ではなく教諭が行く。それから島根県教育委員会の方から、別の教科等も考えたが、コロナの関係もあって今年度1年間派遣した教員がしっかりした学びがなかなかできにくい状況であったので、同一人物をもう1年派遣することとしているという、こういう状況である。

———原案のとおり了承

報告第92号 国立大学法人島根大学教育学部との連携協力に関する覚書の締結について (学校企画課・教育指導課)

○多々納教育指導課長 資料の10ページである。島根大学と県教育委員会は、平成31年2月28日に協定を結び、高大連携に関する取組を進めてきたところである。今回、島根大学教育学部とは、次代を担う教育人材の育成やICTを活用した教育の推進等の課題に対応していくため、現在島根大学と結んでいるものに加えて、その取組をさらに促進していくことが双方で必要と考え、新たに覚書を締結することとしたものである。

資料4に示しているとおり、3月24日に島根大学教育学部長と県教育委員会教育長による覚書の締結を行ったところである。連携協力する事項は、1に挙げている6点である。教育人材の育成、学校教育上の諸課題への対応に関すること、社会教育、生涯学習の推進、高大連携に関すること、情報ネットワーク、特にICTであるが、これを活用した教育の充実発展に関すること、さらに学生、児童生徒等の教育支援及び社会貢献活動に関する事項等を考えているところである。覚書の期間は、締結の日から令和4年3月31日までとしている。

この覚書により、たとえば、高校生や中学生を対象とした教員を志望する大学生や若手教員と高校生や中学生が交わる学びの場を提供するセミナーの開催、先生の夢をかなえるチャレンジセミナーなどというような名前を考えているが、こうしたものの開催や、中山間地域の高校におけるICTを活用した遠隔授業等の実施などにおいて、島根大学教育学部の支援や助言等と協力を得て内容の充実を図ることで、教育人材の育成やICT活用教育等の一層の充実を図っていきたいと考えている。なお、島根大学教育学部からは、義務教育学校前期課程南校舎跡地に新たに設置する島根大学教育学部附属山陰教員研修センターなるもの、これはまだ仮称とのことだが、こうしたものを活用した教員研修の充実等に向けた協力の依頼があり、現職教員研修の場としても活用いただけるお話をいただいているところである。この施設の有効活用等を含め、県教育委員会としても島根大学教育学

部との連携協力を一層進めていきたいと考えているところである。

———原案のとおり了承

報告第 93 号 公立大学法人島根県立大学及び株式会社 N T T ドコモとの I C T を活用した特別支援教育の充実に関する連携協定締結について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 それでは、N T T ドコモと島根県立大学との 3 者連携に関する協定について御報告をする。教育現場における I C T を活用した課題解決に取り組むことにより、さらなる特別支援教育の充実を図るために、公立大学法人島根県立大学及び株式会社 N T T ドコモと連携協定を、3 月 18 日、松江キャンパスにて締結をした。

1 連携・協力事項については、（1）から（3）の 3 点である。2 協定締結に至った経緯であるが、県立大学と N T T ドコモは、従来から I C T を活用した実証研究を行っていたが、このたび N T T ドコモから県教委に対して連携協定の企画提案を受けた。そして、本県の特別支援教育の課題に取り組む上で有効であると我々も判断して、協定締結に至ったところである。これにより、県立大学とは、I C T 先進技術を用いた実証研究を行い、N T T ドコモからは、アバターロボットあるいはバーチャル・リアリティ体験などの I C T 先進技術のトライアルを無償提供していただくことになっている。3 の協定の期間であるが、令和 4 年の 3 月 31 日までとしているが、双方から更新しない旨の申し出がない限りは、1 年ごとに更新されるということになっている。

○林委員 具体的に各学校においてどういった活用の仕方があるか、決まっているものがあれば教えていただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 最近では、松江緑が丘養護学校において県立大学の教授から提案があり、ベッドの上からロボットを操作して飲食店の中で配達ロボットが実際に配達するといった就労体験を行うというような取組の提案があったところである。これはまだこれから考えてやっていくことであるが、先ほど言ったバーチャル・リアリティ、そういったゴーグルを活用して、たとえば抽象的な思考の難しい知的障がいの子どもたちに、具体的な現場をバーチャルで見させながら体験を行っていくといったようなこと。それから聴覚障がいの子どもたちに対しては、眼鏡をかけたら音声が表示されるといったような AR スマートグラスというようなものも、これからトライをしていきたいと思っている。

○池田委員 授業に関して言えばたくさん広がるのではないかと思うが、2 番目の障が

いの理解促進に関することというのは、誰が理解していくということか。

○佐藤特別支援教育課長 これは県立大学の学生が教授の研究に同行して、特別支援学校の障がいのある子どもたちを理解するということ。もう1つはNTTドコモがこういったトライアルを通して、障がいのある子どもたちを理解することで有効なICTの活用方法を模索していくといったような意味で、こういう書き方をしている。

———原案のとおり了承

報告第94号 令和3年度特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 12の1ページを御覧いただきたい。特別支援学校高等部の教科用図書の採択については、下段の囲みに書いてあるように、昨年9月1日の教育委員会会議において、570点採択と報告したところである。その際にも説明をさせていただいたが、高等部の教科書の採択においては期限を示した定めがなく、このたび高等部入試を終えたところで、令和3年度に入学する生徒の実態に基づき、教育長専決により新たに採択をしたところである。採択に係る基本方針により、生徒の発達段階、障がいの状況や教育課程を考慮して、次のような新規採択となった。（1）学校設定科目で使用する学校教育法附則第9条による一般図書が5点。次のページに採択された教科書を載せているが、盲学校生徒の実態により新たに採択したものである。（2）学校教育法附則第9条による一般図書が9点。これは12の2ページの方に載せているが、知的障がいの特別支援学校において、新入生の実態により新たに採択したものである。以上計14点を採択することとした。

———原案のとおり了承

報告第95号 令和2年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 資料13の1ページをお願いします。この報告は、学術・文化活動を通じて、本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成果をおさめた児童生徒及びその指導者を顕彰するものである。児童生徒の顕彰について、具体的には実施要領で定めているが、全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞した団体と個人を対象としている。なお、今回該当

がなかったが、別途表彰する島根県青少年学芸文化表彰知事表彰に該当するものは除く。

1年を通して開催される大会の数や時期をおおよそ半々になるように勘案して、受賞決定が概ね4月から11月までと12月から3月までとに分けて、年2回顕彰している。第1期分は12月の教育委員会会議で報告させていただいており、今回は第2期分の報告である。顕彰受賞者は資料13の2ページの一覧にまとめているが、児童生徒を対象とした顕彰で、2団体、24個人である。なお、今回は指導者の顕彰については該当がなかった。顕彰式は、昨日3月25日に行い、2団体・15個人が出席された。

———原案のとおり了承

報告第96号 文化財（登録有形文化財）の登録について（文化財課）

○萩文化財課長 資料14の1、2ページになる。3月19日に国の文化審議会から答申のあった有形文化財の登録について報告する。このたび登録されるのは、いずれも築50年を経過している島根県の施設、島根県民会館、島根県立図書館、島根県立武道館、旧島根県立博物館新館の4件である。

1（1）島根県民会館は、令和元年に登録文化財となった県庁本庁舎や、議事堂を設計した島根県出身の建築家安田臣の作品である。また、（2）から（4）までの島根県立図書館、武道館、旧博物館新館については、県庁舎と同じく令和元年に登録となった旧島根県立博物館本館などを設計した世界的な建築家菊竹清訓の作品である。いずれの建物もコンクリート打ちっぱなしの機能的な建築でありながら、松江城周辺の歴史的景観に配慮したデザインとなっており、安田、菊竹両氏の設計の特徴をよく表した建物となっている。14の2ページの2であるが、今回答申された建物が官報告示となり登録となると、松江市内の登録件数は42件、県内では212件となる。また、松江城周辺の県有施設としては合計7件が登録されることとなる。今後、県の所管部局の方で説明板や案内図の設置などを検討されると聞いている。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第 43 号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第 44 号 令和 4 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について（学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第 45 号 令和 3 年度島根県教科用図書選定審議会委員の選定及びについて（教育指導課・特別支援教育課）

———原案のとおり議決

承認第 8 号 令和 3 年度市町村立小中学校教育職員（管理職等）の定期人事異動の一部変更について（学校企画課）

———原案のとおり承認

報告第 97 号 教育委員会事務局等職員（事務職員等関連分）定期人事異動について（総務課）

———原案のとおり了承

報告第 98 号 令和 3 年春の叙勲内示について（総務課・保健体育課）

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 16 時 30 分